

令和3年2月16日

財務金融委員会 質問要旨

立憲民主党

階 猛

1. 災害援護貸付の債権者である市町村は個人版債務整理ガイドライン（コロナ特則）の対象となる「その他の債権者」にあたるか

（内閣府防災担当政務二役）

2. 「その他の債権者」にあたるとして、ガイドライン下で市町村が債務免除した場合、災害弔慰金法14条に基づき、県や国は債務免除できるか

（内閣府防災担当政務二役）

3. 債務者が個人版債務整理ガイドライン（コロナ特則）の対象となる要件を満たす場合、債権管理法32条や地方自治法施行令171条の7に定める「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」にあたるか

（財務大臣、総務省政務二役）

4. 地方創生臨時交付金で地方単独事業を実施する場合、「事業者等への損失補償」にあたるとして交付対象外とされるのは具体的にいかなる場合か

（地方創生担当政務二役）

5. 11月24日の当委員会における内閣法制局長官の答弁の趣旨

（内閣法制局長官）

6. いわゆる「赤木ファイル」について、政府が民事訴訟において提出しない理由 (財務大臣、政府参考人)
7. 過去に民事訴訟と並行して予備的調査が行われた場合に「訴訟にかかわることであるため回答を控えたい」という回答がなされたことがないのに、本件でそのような回答がなされた理由 (財務大臣、政府参考人)
8. 日銀保有資産の価格下落に備えた引当金の額が前年度に激減した理由 (日本銀行総裁)
9. 日銀納付金の額は財務省の都合で恣意的に決められているのではないか (財務大臣)
10. 日銀保有資産の下落や当座預金への利払いで日銀が債務超過となるリスクはないか (日本銀行総裁)
11. 日銀が債務超過となった場合、政府は損失を穴埋めするのか (財務大臣)
12. 日銀の金融政策による資産バブルとコロナ禍による労働集約型産業の低迷で経済格差が拡大している。この問題にどのように対処するのか (財務大臣、日本銀行総裁)

以 上

配布資料は追って提出